

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年茅ヶ崎市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第29号様式備考3中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。